

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律について

1. 特定工場とは

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律において公害防止組織の設置（公害防止管理者の選任）が義務付けられている工場を「特定工場」といいます。

「特定工場」の対象となるのは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定められるとおり、下表の業種のいずれかに属し、かつ下表の施設のいずれかを設置している工場です。

業 種	施 設
製造業（物品の加工業を含む）	ばい煙発生施設
電気供給業	特定粉じん発生施設
ガス供給業	一般粉じん発生施設
熱供給業	汚水排出施設
	騒音発生施設
	振動発生施設
	ダイオキシン類発生施設

2. 公害防止組織とは

法律が定める公害防止組織は、基本的には「一定規模以上の特定工場」と「その他の特定工場」に大別され、次の3つの職種で構成されます。

(1) 公害防止統括者

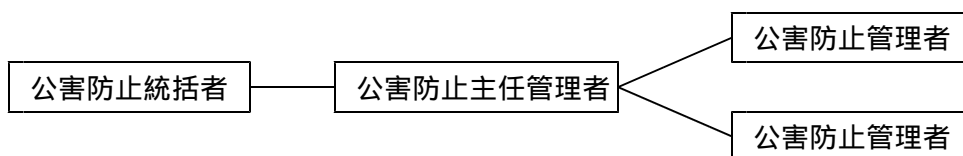
工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担います。工場長等の職責にある方が適任で、資格は不要です。

(2) 公害防止主任管理者

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担います。部長又は課長の職責にある方が想定され、資格を必要とします。

(3) 公害防止管理者

公害発生施設又は公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う役割を担います。施設の直接の責任者の方が想定され、資格を必要とします。



(施設区分ごとに選任)

- (注) 1. 「一定規模以上」とは、ばい煙発生量が1時間当たり4万 m³以上で、かつ排出水量が1日当たり平均1万 m³以上をいいます。
2. 公害防止主任管理者は一定規模以上の特定工場に選任が義務付けられています。
3. 常時使用する従業員数が20人以下の特定工場では、公害防止統括者は不要です。
4. 公害防止管理者は、公害発生施設の区分ごとに選任しなければなりません。

3. 公害防止管理者等の選任・解任の届出について（法律第3条関係）

特定事業者(特定工場を設置する者)は、公害防止統括者を選任したときは、その日から30日以内に、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。公害防止統括者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とします。(公害防止管理者、公害防止主任管理者についても同じ)

4. 公害防止管理者の種類

(1) 大気関係公害防止管理者

施設の種類により下表のいずれかの資格を持つ公害防止管理者の設置が必要になります。

有資格者の種類	大気関係有害物質発生施設(注1)		大気関係有害物質発生施設以外	
	排出ガス4万 Nm ³ /h以上	排出ガス4万 Nm ³ /h未満	排出ガス4万 Nm ³ /h以上	排出ガス4万 Nm ³ /h未満
大気関係第1種				
大気関係第2種	×		×	
大気関係第3種	×	×		
大気関係第4種	×	×	×	

(注1) カドミウム・その化合物、塩素・塩化水素、ふっ素、ふっ化水素・ふっ化けい素、又は、鉛化合物を含むばい煙を発生する施設。

(注2) 排出ガス1万 Nm³/h未満のものは法の対象にならない。

(2) 水質関係公害防止管理者

施設の種類により下表のいずれかの資格を持つ公害防止管理者の設置が必要になります。

有資格者の種類	水質関係有害物質発生施設(注1)		水質関係有害物質発生施設以外	
	排出水量1万m ³ /日以上	排出水量1万m ³ /日未満又は特定地下浸透水を浸透させている場合	排出水量1万m ³ /日以上	排出水量1万m ³ /日未満(注1)
水質関係第1種				
水質関係第2種	×		×	
水質関係第3種	×	×		
水質関係第4種	×	×	×	

(注1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1を参照。

(注2) 排出水量1千m³/日未満のものは法の対象にならない。

(3) その他の公害防止管理者

公害防止管理者の区分	有資格者の種類	公害発生施設の区分
騒音関係公害防止管理者	騒音関係有資格者	機械プレス(呼び加圧能力が980 ^{kg} ニュートン以上のものに限る) 鍛造機(落下部分の重量が1 ^t 以上のハンマーに限る) (注1)
特定粉じん(石綿)関係公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者 特定粉じん関係有資格者	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設
一般粉じん(石綿以外)関係公害防止管理者	大気関係第1～5種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設
振動関係公害防止管理者	振動関係有資格者	液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941 ^{kg} ニュートン以上のものに限る) 機械プレス(呼び加圧能力が980 ^{kg} ニュートン以上のものに限る) 鍛造機(落下部分の重量が1 ^t 以上のハンマーに限る) (注1)
ダイオキシン類関係公害防止管理者	ダイオキシン類関係有資格者	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号～第4号及び別表第2第1号～第14号

(注1) 騒音規制法及び振動規制法の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る。